

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量
を実施することについて通知がありました。

令和四年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び二級一点）
- 二 測量の地域 御杖村大字菅野地内
- 三 測量の期間 令和三年十二月一日から令和四年三月三十一日まで